

## マスコットキャラクター使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、全国商業高等学校長協会及び公益財団法人全国商業高等学校協会の（以下「全商協会」という）マスコットキャラクター「ぜんしょうくん」（以下「キャラクター」という）が、商業教育をPRするキャラクターとして活動するにあたり、取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (使用資格)

第2条 キャラクターを使用できるのは、次の各号のいずれかの者とする。

- (1) 全商協会会員校
  - (2) 各都道府県商業教育研究団体
  - (3) 国又は地方公共団体
  - (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
  - (5) その他、理事長が認めた者
- 2 商品の製造及び販売が収益を上げることを目的としてキャラクターを使用する、若しくは提供される物品又はサービス（ホームページ・アプリ等）にキャラクターを使用する者は、全商協会会員校又は各都道府県商業教育研究団体のみとする。

### (使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、全商協会キャラクター使用許可申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、全商協会理事長（以下「理事長」という）に提出し、その承諾を得るものとする。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
  - (2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
  - (3) その他、理事長が必要と認める書類
- 2 理事長は、前項の規程による申込みについて、必要があると判断した場合は、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長の承諾は要しない。
- (1) 全商協会会員校が使用する場合
  - (2) 各都道府県商業教育研究団体が使用する場合
  - (3) 国又は地方公共団体が使用する場合
  - (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
  - (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
  - (6) その他、理事長が別に定める場合

(使用許諾基準)

第4条 理事長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を許諾するときは、全商協会キャラクター使用(変更)許可書(様式第2号)を交付する。

2 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長はこれを許諾しない。全商協会キャラクター使用不許可通知書(様式第4号)により通知する。

- (1) 商業教育のPRという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 全商協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 全商協会の事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用のおそれがある場合及びこれらの者が商品等を販売するおそれがある場合
- (8) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (9) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (10) その他、許可することが不適当と認められる場合

(使用の期間)

第5条 使用する期間は、第3条の規定による申請において特に使用期間を定めない限り、使用を許可した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の使用期間満了後において、引き続き使用するとき、改めて申込みを行い、使用許可を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
- (5) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (6) 当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、理事長は一切の責任を負わない。
- (7) キャラクターを使用した製作物等を商標登録しないこと。

(使用内容の変更等)

第7条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、全商協会キャラクター使用変更申請書(様式第3号)により速やかに理事長に報告する。

- 2 理事長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、変更を許可するときは、全商協会キャラクター使用(変更)許可書(様式第2号)により許可する。

(使用許可の取消)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、使用者に対し使用物品等の回収等を求めることができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、使用取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
  - (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (3) 第4条2項の各号のいずれかに該当するにいたった場合
  - (4) その他キャラクターの利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 前項の規定による使用許可の取消により生じた、使用物品の回収費等の損害は使用者の負担とする。

(使用料等)

第9条 使用許諾を受けた者に対するキャラクターの使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第10条 理事長ならびに全商協会は、キャラクターの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成28年5月22日から施行する。